

自動販売機等の電気料及びその支払に関する協定書

上尾市（以下「甲」という。）と【借受人名称】（以下「乙」という。）は、市有財産賃貸借契約第9条第2項に伴う電気料の支払に関し、次のとおり協定を締結する。

1. 協定の目的物 清涼飲料水（酒類を除く）の自動販売機
2. 協定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日
3. 設置場所
所在地 上尾市谷津2-1-50 プラザ22
財産名称 上尾市プラザ22
貸付箇所 2階【ロビー】
貸付面積 1.52平方メートル
台数 1台

4. 電気料

乙は、毎月の電気使用量に応じた実費相当額を甲に支払うものとし、次のとおりとする。

実費相当額	電気使用量に28円/1Kwh（単価）を乗じた額
-------	-------------------------

5. 電気料の支払方法

- (1) 甲は、各自動販売機等に設置されたメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し
乙の実費負担分として毎月の電気使用量に前述4の単価を乗じた額を、乙に請求するものとする。
- (2) 電気料については毎月払いとする。
- (3) 乙は、甲が発行する請求書により、甲が指定する納付期限までに、前項の電気料を甲に支払わなければならない。

6. その他

本協定に定める以外の問題が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議の上解決するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれその1通を保有する。

年 月 日

上尾市本町三丁目1番1号
甲 上尾市
上尾市長 畠山 稔

【相手方所在地】
乙 【相手方名称】
【肩書】 【氏名】 印